

補助金調書

補助金名	セーフティネット住宅入居支援補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局 住宅部 住宅計画課 (TEL092-711-4279)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	大家等登録事業者 家賃債務保証登録業者 居住支援法人 住宅確保要配慮者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	(改修費補助)令和5年4月1日～令和5年12月8日 (それ以外)令和5年4月1日～令和6年2月9日		
(公募の場合) 応募要件	①登録事業者(セーフティネット住宅を登録した者又は登録する者)であること ②福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないこと ③登録事業者の所在地における市区町村税に滞納がないこと ④暴力団員でないこと(法人の場合は、役員も該当しないこと) ⑤暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	令和2	年度	経過年数	4	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	住宅確保要配慮者の居住の安定確保				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	少子高齢化の進展により、低額所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者は今後も増加が見込まれる一方、民間賃貸住宅市場においては、入居制限などの懸念があることから、住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居支援として、当該事業を継続して実施する必要があるため。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 1. 改修費補助金 (補助対象費用となる工事に要した費用)×2/3(上限額400万円/戸) 2. 家賃低廉化補助金 (家賃一入居者負担額)×管理月数(上限額 4.5万円/戸・月、総額480万円/戸以下※) 3. 家賃債務保証料低廉化補助金 初回の家賃債務保証料(上限額 6万円/戸・年※) 4. 住替え助成金 (助成対象経費)×1/2(上限額 10万円/世帯) ※2. 家賃低廉化補助金及び3. 家賃債務保証料低廉化補助金の合計の限度額は総額480万円/戸以下			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	10 件	4 件	1 件	
	50,620 千円	3,404 千円	1,398 千円	8,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	○改修費補助金:1戸(1棟) ○家賃低廉化補助金:6戸(6棟) ○住替え助成:3件				
補助金交付 による効果	セーフティネット専用住宅の登録促進及び住宅確保要配慮者の入居者負担低減による居住の安定確保が図られる。 市営住宅を含む公的及び民間を合わせた賃貸市場全体による重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットが構築される。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。